

令和 6 年度安定基金継続加入の お願いについて

令和 4 年度 7~9 月期、10~12 月期の補てん及び、令和 5 年度の緊急補てんの為に行なった（公社）配合飼料供給安定機構からの借入金を円滑に返済し、かつ将来の十分な補てん財源を確保するため、令和 6 年度契約においても引き続き継続加入の推進をお願いいたします。

なお、補てんの実施にあたっての交付条件（80%ルール）は引き続き適用されますが、生産者との契約時の注意喚起をお願いします。（次ページ参照）

なお、令和 5 年度契約時には、下記の文書を生産者の皆様に配布しています。

配合飼料安定基金加入生産者の皆様へ

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金

令和 5 年度以降の安定基金への継続加入の お願いについて

令和 2 年秋以降、穀物相場の高騰や為替の円安等により、配合飼料価格は継続的な値上げを余儀なくされています。

こうした中で全農基金は、令和 3 年 1~3 月期以降、6 四半期連続の満額補てんを実施してまいりましたが、令和 4 年 7~9 月期からは補てん財源が不足し、満額補てんを実施するには借入による補てん財源の補充が必要となってきます。

7~9 月期以降も、配合飼料価格の上昇が畜産経営に与える衝撃を緩和するためには、安定基金制度の継続・維持が必須です。

そのためには、令和 5 年度以降も皆様の全農基金への継続加入が重要となりますので、令和 4 年度 7~9 月期以降の補てん金交付に際して、交付条件を設けることとなりました。

皆様には、趣旨をご理解いただくとともに、令和 5 年度以降も全農基金に継続加入いただきますようお願いします。

1. 令和4年7～9月期以降の補てん実施にあたっての交付条件

全農基金業務方法書 附則

- 基金は、畜産経営者の継続的な基金加入を確保し、通常価格差補てん事業の安定的な運営を行うため、令和4年7～9月期以降の通常価格差補てん金であって借入金により補てんを実施するものについて、令和5年度以降当該借入金の返済完了までの間に以下に該当する場合には、畜産経営者に返還を求めることができる。
 - 廃業等の合理的な理由がなく、畜産経営者が基本契約及び数量契約の更新を行わない場合。
 - 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、畜産経営者が契約数量を大きく減じる場合。
- 基金が前項に該当する畜産経営者に求める返還の金額は、理事長が別に定める金額（注）とする。
- 当該畜産経営者が前項に定める金額の返還を完了しない場合には、基金は、当該畜産経営者との間で基本契約及び数量契約の再契約に応じることはできないものとする。

（注）理事長が別に定める金額：

返還対象金額

令和4年7～9月期から返還を求める事案が生じた四半期の直前の四半期までの期間について、各四半期毎に以下の算式により求めた額をそれぞれ足し合わせた額を上限とする。

$$\text{各四半期における加入} \times \frac{\text{各四半期における通常価格差補てん金の交付総額}}{\text{各四半期における通常価格差補てん金の交付総額}} = \text{各四半期における通常価格差補てん金の交付総額}$$

生産者への通常価格差補てん金交付額

2. 令和4年7～9月期以降の借入れによる補てんの推移（グラフ）

